

議案1 「神奈川県PTA協議会(および日本PTA全国協議会) 退会について」

●横須賀市PTA協議会(以下市P協)は、神奈川県PTA協議会(以下県PTA)(及び日本PTA全国協議会)を退会いたしますので、ご承認をお願いいたします。

■退会を検討した理由

#市P協の年間会費収入 1,798,968 円に対して県 P へ 763,323 円もの会費を支払っており(R3 年度実績)、来年度以降児童数から加入世帯別徴収に変更することも踏まえると、R5年度の予算シミュレーションでは60万円以上の赤字になり、数年で市P協が破綻するという状況であること、中核市として独自の事務局を持ち研修や講習会、市教委との連携も持っている横須賀市にとって県PTAへの加入はメリットが感じられない。

#単Pが任意加入を進めるにあたり、加入率が減る単Pもある。単Pの保護者からの会費が減少すると、市P協への会費負担が大きくなるため、R5年度から2点変更する。

①会費徴収を児童生徒数からPTA加入世帯数に変更

②市P協の会費を69円から60円に減額 → 市P協の会費収入は減少する見込み(R4年度からは 486,987 円減の予定)

#より単Pにとって存在意義のある協議会となっていく必要があるが、元々市P協の予算は逼迫していた中で、新たなそのための事業を行う予算がない。

#現状県PTAに払っている会費に見合う対価を得られていない。そのため、限られた予算や活動内容は、横須賀市の子どもたちが安全安心に明るく楽しい学校生活をおくるための活動に使用することに集約してゆくべき。

※経緯とR5予算案シミュレーションについては、補足説明を参照

議案2 市P協 組織の改革、会則の改定について

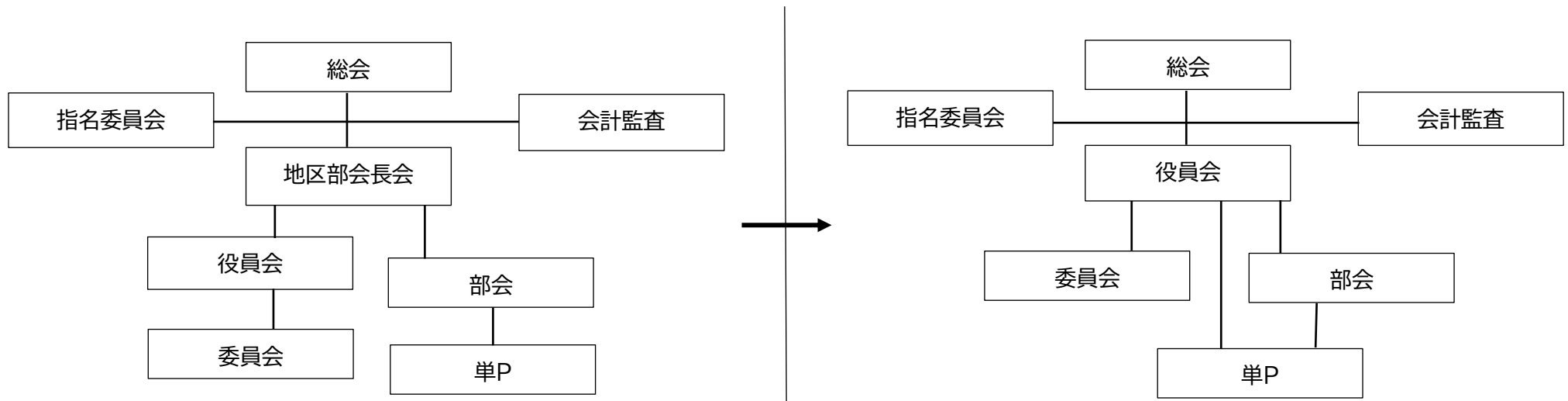
●以下の通り市P協の組織を改革し、それに伴う会則の改定を行いますので、ご承認をお願いいたします。

1. 組織の改革→地区部会長会を無くす。

・市P協の組織を軽くし、単Pと部会の負担を減らす。

・単Pにとって一番負担の大きかった割に、余り機能していなかった地区部会長会を無くす。代わりに地区部会長会の職務は役員会が担う。

・部会長と副部会長の役割を軽減する。市P協の職務を無くし、部会のまとまりに注力してもらう。



2. 組織の改革に伴う、会則の改定。

- ・地区部会長会に関する文言の削除と、今まで地区部会長会が担ってきた役割を、役員会が担当することにあたっての変更。
- ・部会長、副部会長の役割を軽減化することにあたって、関連する文言の変更。

■会則

	旧	新	説明
第1条	本会は、横須賀市PTA協議会と称し、事務所を横須賀三浦教育会館に置く。	変更無し	
第2条	<p>本会の目的は次のとおりとする。</p> <p>(1) PTA相互の連絡を密にし、情報並びに意見を交換する。</p> <p>(2) 民主教育の理解を深め、これを高揚発展させる。</p> <p>(3) 家族、学校並びに社会の協力を得て児童・生徒の福祉を増進する。</p> <p>(4) 成人教育を盛んにし、家庭生活及び社会生活の向上を図る。</p>	変更無し	

	(5) 児童・生徒の教育環境の整備に努める。 (6) その他PTA活動上必要な事項を協議し推進する。		
第3条	本会は児童・生徒、青少年の福祉のため活動する諸団体及び機関と協力する。	変更無し	
第4条	本会は教育振興のため関係機関に意見を具申し、参考資料を提供するが学校の管理や人事には干渉しない。	変更無し	
第5条	本会は国及び公共団体の適切な教育予算の充実を期するために努力する。	削除	●不要と判断。
第6条	本会は他のいかなる団体からも支配統制を受けない。また、各学校の単位PTA(以下「単位PTA」という)及び地域ごとにPTA活動を行う目的で設置する部会(以下「地区部会」という)の自主的な活動を尊重し、これを制約することをしない。	本会は他のいかなる団体からも支配統制を受けない。また、各学校の単位PTAおよびそれに準ずる団体(以下 <u>合わせて「単位PTA」という</u>)及び地域ごとにPTA活動を行う目的で設置する部会(以下「地区部会」という)の自主的な活動を尊重し、これを制約することをしない。	●今後PTAと叫ばない団体、PTAに代わる団体など出てくることに対応。
第7条	本会は、特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。本会はまた、本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。	変更無し	
第8条	本会は横須賀市小中ろう養護学校の単位PTA会員をもって構成する。	本会は横須賀市小中ろう養護学校の単位PTAおよびそれに準ずる団体の会員をもって構成する。	●今後PTAと叫ばない団体、PTAに代わる団体など出てくることに対応。
第9条	本会の役員は次のとおりとする。 会長 1名 副会長 若干名 会計(担当副会長) 若干名 総務(担当副会長) 若干名 役員任期は1年とし、再選を妨げない。	変更無し	
第10条	副会長の構成は次のとおりとする。 役員から若干名 小学校長会の推薦 1名 中学校長会の推薦 1名	変更無し	

第11条	本会の経理を監査するために、2名の会計監査をおく。	変更無し	
第12条	本会に地区部会を置き、構成は次のとおりとする。 単位PTA会長、副会長、校長 2 地区部会は次の役員を選出する。 部会長 1名 副部会長 1名 会 計 1名 3 各地区部会に所属する単位PTAは、細則で定める。	本会に地区部会を置き、構成は次のとおりとする。 単位PTA会長、副会長、校長 <u>(会長、副会長については、それに準ずる役職または単 位PTAが選出した者含む)</u> 2 地区部会は次の役員を選出する。 部会長 1名 副部会長 1名(任意) 会 計 1名(任意) 3 各地区部会に所属する単位PTAは、細則で定める。	●今後PTAの在り方により、会長や副会長という名前の役職が無くなる可能性があることに対応。 また、会長・副会長の役職についていない会員も可とし、選出のハードルを下げる。 ●副部会長と会計の選出については、部会によって任意とする。但し部会会計はお金を扱う場合は、置く必要がある。他の役員との兼務は可。
第13条	本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。	変更無し	
第14条	会長の選出については、各地区部会から推薦された候補者を指名委員会が選出し、総会で承認を得るものとする。 2 会長以外の役員及び会計監査については、各地区部会から推薦された候補者を指名委員会が指名し、総会で承認を得るものとする。	会長の選出については、各地区部会から推薦された候補者を指名委員会が選出し、総会で承認を得るものとする。 2 会長以外の役員及び会計監査については、各地区部会から推薦された候補者を指名委員会が指名し、総会で承認を得るものとする。	●役員と会計監査は、輪番で出てくるということで、総会での承認は無しとする。
第15条	指名委員は次により選出される。 地区部会より 各1名 役員会より 3名 (うち1名は校長会より)	変更無し	
第16条	本会の役員及び会計監査に欠員を生じた場合は、欠員者の所属する地区部会から補充してもらおう。ただし、任期は前任者の残存期間とする。	変更無し	
第17条	会議は、総会、役員会及び地区部会長会とし、会長がこれを招集する。	会議は、総会、役員会及び地区部会長会とし、 <u>その他必要に応じた会議を、</u> 会長がこれを招集する。	●地区部会長会を廃止とし、代わりに全市PTA会長会議や全市PTA副会長会議を開催するが、それを『その他必要に応じた会議』と表す。
第18条	総会は、各単位PTAの会長、副会長1名及び校長をもって構成され、本会の最高決議機関である。	総会は、各単位PTAの会長、副会長 <u>(またはそれに準ずる役職)</u> 1名及び校長をもって構成され、本会の最高決議機関である。	役職名に対する対応

第 19 条	総会は会長が招集する。総会は、定期総会、文書総会及び臨時総会とする。定期総会は原則として毎年5月に開催する。 2 文書総会及び臨時総会は、地区部会長会が必要と認めた場合に招集される。	変更無し	
第 20 条	総会の成立は、総会構成員の3分の1以上とする。委任状は出席者の数に加算する。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。 2 文書総会は総会構成員の過半数の提出により成立し、議決は提出者の過半数の同意を必要とする。	変更無し	
第 21 条	役員会は役員及び会則第25条に定める委員長、副委員長によって構成される。	役員会は役員及び会則第25条に定める委員長、副委員長によって構成される。 <u>2 役員会の定数は役員会構成員の2分の1以上とし、議決は議決権のある出席者の過半数の同意を必要とする。</u>	●地区部会長会の廃止により、役員会が議決機関となるため、会の成立要件と可決条件を追加。
第 22 条	地区部会長会の構成は次のとおりとする。 役員(校長会推薦の副会長は除く) 委員長、副委員長 各地区部会の部会長、副部会長 小学校長会からの推薦 1名 中学校長会からの推薦 1名 2 地区部会長会の定数は地区部会長会構成員の2分の1以上とし、議決は議決権のある出席者の過半数の同意を必要とする。	削除	●地区部会長会を廃止するため。
第 23 条	会長は、各単位PTAと役員会との連絡調整を図るため必要があるときは、単位PTA運営委員会連絡会を設置することができる。	削除	●『単位PTA運営委員会連絡会』は、この名前では過去に開催したことがなく、内容的には『全市PTA会長会議』と同一と思われるので、条項からは削除する。
第 24 条	地区部会長は必要に応じ地区部会会議を開催する。 2 地区部会会議は、地区部会構成員の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。	部会長は必要に応じ地区部会会議を開催する。 2 地区部会会議は、地区部会構成員の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。	●地区部会における地区部会の会議は残しておくが、成立条件と可決条件は削除。
第 25 条	会長は、地区部会長会の承認を得て、委員会を設置することがで	会長は、 地区部会長会 役員会の承認を得て、委員会を設	●地区部会長廃止のため役員会へ

	<p>きる。</p> <p>2 委員会の委員は、地区部会長会の承認を得て会長が指名する。</p> <p>3 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>4 委員の任期は原則として1年とし、再任は妨げない。ただし、委員長、副委員長について、同一役職は3年以内とする。</p>	<p>置することができる。</p> <p>2 委員会の委員は、<u>地区部会長会役員会</u>の承認を得て会長が指名する。</p> <p>3 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>4 委員の任期は原則として1年とし、再任は妨げない。ただし、委員長、副委員長について、同一役職は3年以内とする。</p>	
第26条	<p>本会に経理及び運営に必要な事務処理を行うために事務局を置く。</p> <p>2 事務局の運営等については、別に定める横須賀市PTA協議会事務局運営要綱により行う。</p>	変更無し	
第27条	<p>本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。</p> <p>2 本会の経費は本会の目的達成のために支出し、他に流用してはならない。</p>	変更無し	
第28条	本会の会計年度は5月1日から翌年4月末日までとする。	変更無し	
第29条	入退会については、細則で定める。	変更無し	
第30条	個人情報の取り扱いについては細則に定める。	変更無し	
第31条	本会の会則は総会において改正する。	変更無し	
第32条	本会の運営に関し、必要な事項は会長が地区部会長会の承認を得て、別に定めることができる。	本会の運営に関し、必要な事項は会長が 地区部会長会 <u>役員会</u> の承認を得て、別に定めることができる。	●地区部会長会→役員会

■細則 ※細則は地区部会長会の承認で改定済み。今回の議案には入りませんが、参考として掲載します。

	旧	新	説明
第1条	本会の会費は、児童又は生徒1名につき年額69円とする。	本会の会費は、PTA加入世帯につき年額60円とする。 ただし特別支援学校については、教職員の世帯数については免除する。	●会費の徴収を、児童生徒数からPTA加入世帯数とする。 会費額については、別途資料を参照のこと。 *特別支援学校は、児童生徒数よりも教職員の数が多い

			ことにより会費が上がってしまうため、減免措置を取る。
第2条	役員及び会計監査は、単位PTAの会長もしくは副会長、又は会長もしくは副会長経験者で現PTA会員でなければならない。 2 地区部会役員及び現職議会議員は、役員又は会計監査に就くことができない。	役員及び会計監査は、単位PTAの会長もしくは副会長、又は会長もしくは副会長経験者で現PTA会員でなければならない。 2 地区部会役員及び現職議会議員は、役員又は会計監査に就くことができない。	●地区部会長役員を削除することにより、部会長、副部会長、部会会計が、役員や会計監査を兼務することができるようになる。
第3条	各地区部会に所属する単位PTAは別表のとおりとする。 2 地区部会長、副部会長及び会計は、単位PTA会長又は副会長から選出する。 3 部会の統廃合又は単位PTAの他部会への所属変更については、関係する各地区部会会議で合意を得て、地区部会長会の承認を得るものとする。	変更無し	
第4条	会長の任務は次のとおりとする。 (1) 会長は本会を代表する。 (2) 総会、役員会、地区部会長会及び単位PTA運営委員会連絡会を招集し、これを総括する。 (3) 指名委員会及び会計監査に関する集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。	会長の任務は次のとおりとする。 (1) 会長は本会を代表する。 (2) 総会、役員会、 地区部会長会及び単位PTA運営委員会 連絡会を招集し、これを総括する。 (3) 指名委員会及び会計監査に関する集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。	●地区部会長会の廃止、単位PTA運営委員会は、今まで開催した実績が無いので、削除。
第5条	副会長の任務は次のとおりとする。 (1) 会長を補佐し、会長の指名により任務を分担する。 (2) 会長事故あるときはこれを代理する。この場合の順序は、あらかじめ会長が定めるものとする。	変更無し	
第6条	総務(担当副会長)の任務は、本会の会務を掌握し事務局とともに本会の適切な運営に努める。	変更無し	
第7条	会計(担当副会長)の任務は、本会の資産を管理し会計事務を処理する。	変更無し	
第8条	会計監査は、経理を監査しその結果を総会において報告する。	変更無し	

<p>第9条</p>	<p>指名委員は、各地区部会から推薦のあった候補者から会長を選出し、副会長及び会計監査を指名する。</p> <p>2 指名委員は、PTA会長又は副会長経験者とする。</p> <p>3 指名委員会の委員長、副委員長は、役員会から選出された委員が務める。</p> <p>4 地区部会役員(部会長・副部会長・部会会計)と役員(会長・副会長)と会計監査は、指名委員に就くことができない。</p> <p>5 指名委員は、原則として翌年度にPTA会員資格のない者とする。</p> <p>6 会長の選出方法は、指名委員会に一任する。</p> <p>7 役員会から選出された指名委員は議決権を持たない。</p> <p>8 指名委員の代理は認めない。</p> <p>9 指名委員会での会長選出、役員指名に関する協議内容については一切開示しない。</p>	<p>指名委員は、各地区部会から推薦のあった候補者から会長を選出し、副会長及び会計監査を指名する。</p> <p>2 指名委員は、PTA会長又は副会長経験者とする。</p> <p>3 指名委員会の委員長、副委員長は、役員会から選出された委員が務める。</p> <p>4 地区部会役員(部会長・副部会長・部会会計)と役員(会長・副会長)と会計監査は、指名委員に就くことができない。</p> <p>5 指名委員は、原則として翌年度にPTA会員資格のない者とする。</p> <p>6 会長の選出方法は、指名委員会に一任する。</p> <p>7 役員会から選出された指名委員は議決権を持たない。</p> <p>8 指名委員の代理は認めない。</p> <p>9 指名委員会での会長選出、役員指名に関する協議内容については一切開示しない。</p>	<p>●副会長と会計監査は、輪番とすることにより、総会での承認を必要としないこととした。会則第14条の改定による。</p> <p>●部会長・副部会長・部会会計は、市P協の会議に参加しないので、指名委員を兼務することをOKとする。</p> <p>●本来は、指名委員が翌年度の市P協に影響力を持たない人(翌年PTAの資格を持たない=小・中完卒者)が適任である、という考えから設定されたが、単Pにとって選択の幅が非常に狭くなってしまったため、削除する。</p>
<p>第10条</p>	<p>総会は、次のことを審議し決定する。</p> <p>(1) 役員及び会計監査の承認</p> <p>(2) 予算及び決算の承認</p> <p>(3) 事業計画及び報告の承認</p> <p>(4) 会則の改廃</p> <p>(5) その他の重要事項</p>	<p>変更無し</p>	
<p>第11条</p>	<p>役員会の任務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総会の議決に基づき本会の運営にあたる。</p> <p>(2) 事業に必要な議案を策定する。</p> <p>(3) 本会に関連する団体と連携し、本会の目的に努める。</p> <p>(4) 教育委員会からの受託事業を行う。</p> <p>(5) 事務局員の推薦</p>	<p>役員会の任務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総会の議決に基づき本会の運営にあたる。</p> <p>(2) 事業に必要な議案を策定し、<u>審議する。</u></p> <p>(3) 本会に関連する団体と連携し、本会の目的に努める。</p> <p>(4) 教育委員会からの受託事業を行う。</p> <p><u>(5) 総会に提出する議案を審議する。</u></p> <p><u>(6) 事務局員の承認。</u></p>	<p>●地区部会長会が廃止されることにより、今まで地区部会長会で行っていた任務を役員会に移行する。</p>

		(7) その他必要事項を協議する。	
第12条	<p>地区部会長会の任務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 役員会から提案のあった事項について審議する。</p> <p>(2) 総会に提出する議案を審議する。</p> <p>(3) 事務局員の承認。</p> <p>(4) その他必要事項を協議する。</p>	<p>地区部会長会の任務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 役員会から提案のあった事項について審議する。</p> <p>(2) 総会に提出する議案を審議する。</p> <p>(3) 事務局員の承認。</p> <p>(4) その他必要事項を協議する。</p>	●地区部会長会廃止のため削除。削除した項目は、第11条に移動。
第13条	<p>地区部会長会における議決権は、会長を除く役員、地区部会長、副部会長、校長会が持つものとする。</p>	<p>地区部会長会における議決権は、会長を除く役員、地区部会長、副部会長、校長会が持つものとする。</p> <p>役員会における議決権は、会長を除く役員が持つものとする。</p>	●地区部会長会廃止のため、地区部会長会については削除し、役員会における議決権に変更。
第14条	<p>地区部会の任務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地区部会部会長、副部会長及び会計の選出</p> <p>(2) 会長等役員候補者の推薦</p> <p>(3) 指名委員の選出</p> <p>(4) 地区部会の事業計画の立案及び執行</p> <p>(5) 地区部会所属の単位PTA間の連絡調整</p> <p>(6) 地区部会活動に必要な委員会の設置</p> <p>(7) その他必要事項の協議</p> <p>(8) 前項に定めるもののほか、地区部会の運営等については、各地区部会の自主性を尊重し、各地区部会の細則で定める。</p>	<p>地区部会の任務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)地区部会部会長、副部会長(任意)及び会計(任意)の選出</p> <p>(2)会長等役員候補者の推薦</p> <p>(3)指名委員の選出</p> <p>(4)地区部会の事業計画の立案及び執行</p> <p>(5)地区部会所属の単位PTA間の連絡調整</p> <p>(6)地区部会活動に必要な委員会の設置</p> <p>(7) その他必要事項の協議</p> <p>(8) 前項に定めるもののほか、地区部会の運営等については、各地区部会の自主性を尊重する。し、各地区部会の細則で定める。</p>	●地区部会については、部会の負担を減らすために、細則に定めるのは最低限の活動とする。 副部会長及び会計の設置については、任意とする。
第15条	<p>入会</p> <p>1.入会資格は横須賀市立学校であること。</p> <p>2.この会への入会を希望する場合は、入会届を本会に提出し、地区部会長会の承認を得る。</p> <p>3.本会に入会した単位PTAは、退会届の提出が無い限り、自動継続とする。</p>	<p>入会</p> <p>1.入会資格は横須賀市立学校であること。</p> <p>2.この会への入会を希望する場合は、入会届を本会に提出し、地区部会長会役員会の承認を得る。</p> <p>3.本会に入会した単位PTAは、退会届の提出が無い限り、自動継続とする。</p>	●地区部会長会→役員会 当初変更無しであったが、2の地区部会長会を役員会に変更するのが抜けていた。
第16条	<p>退会</p> <p>1.退会を希望する単位PTAは、事前に所属する部会に事情</p>	<p>退会</p> <p>1.退会を希望する単位PTAは、事前に所属する部会に事情を</p>	●退会の承認は地区部会長会→役員会へ 当初喪失する資格を、具体的に書いていたが、今後柔軟

	<p>を説明し理解を得た上で、その事情の記載と単位PTA会長(会長が不在の場合には、職務代行者として副会長または校長)と部会長の署名の入った退会届を本会の会長宛に提出する。</p> <p>2.退会は地区部会長会で承認を行う。</p> <p>3.退会は退会届が提出された年度の翌年度からの退会とする。</p> <p>4. 本会を退会することにより、「こども110番の家見舞金制度」「PTA活動補償制度」の資格を喪失する。</p>	<p>説明し理解を得た上で、その事情の記載と単位PTA会長(会長が不在の場合には、職務代行者として副会長または校長)と部会長の署名の入った退会届を本会の会長宛に提出する。</p> <p>2.退会は地区部会長会役員会で承認を行う。</p> <p>3.退会は退会届が提出された年度の翌年度からの退会とする。</p> <p>4. 本会を退会することにより、市P協が提供する各種保険や事業、イベントへの参加資格を喪失する。</p>	<p>に対応できるように、『各種保険や事業、イベントへの参加資格』とする。</p>
第 17 条	本会は、個人情報の保護とその管理体制を整える。	変更無し	
第 18 条	本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「横須賀市PTA協議会 個人情報保護規程」に定め適正に運用するものとする。	変更無し	
第 19 条	本会が単位PTA会員の個人情報を取り扱うことについての承認は、単位PTAが退会するかまたは単位PTAからの中止の申し出が無い限りは、自動継続とする。	変更無し	
第 20 条	この細則は、必要に応じ地区部会長会の承認を得て改正することができる。	この細則は、必要に応じ地区部会長会役員会の承認を得て改正することができる。	●地区部会長会→役員会

補足説明

県PTA退会について

■経緯

今年度本件については、以下の通り検討を重ねてきた。

- 第1回 9月5日 全市のPTA会長から24名、市P担当の校長先生4名、役員8名が参加
- 第2回 11月2日 全市のPTA副会長から24名、役員2名が参加
- 第3回 11月28日 リモート開催。対象:今まで参加できなかったPTA会長と副会長

※3回の会議の中で、参加者の意志表明を挙手でとった結果、退会に賛成100%(分からない10%)、反対0%となった。

- ・中学校、小学校の校長会での説明とご報告
- ・教育委員会での説明とご報告

■R5年度予算のシミュレーション

R4年度は、会費収入1,739,007円 県Pへ支払った会費717,684円(会費の割合41.2%)

添付の予算案(シミュレーション)は、市P協がR5年度用の新しい事業案で作成。R5年以降も県Pに加入し続けた場合は単年度収支が赤字に転落する。

県Pに支払っているお金を、横須賀市の単Pのため、そして横須賀市の子どもたちのための活動に充てられるべきだと考える。

市P協の組織を改革

■市P協の組織を改革。

役員会、地区部会長会議、地区部会の在り方を変え、無駄を省き、有意義な場にする。

1. 現在隔月で開催されている「地区部会長会」を無くす。

- ・市P協の組織を軽くする。
- ・部会と単Pにとって負担であった市P協会議への参加を無くし、部会長と副部会長の役割を軽減する。

2. 市P協の会議を、単Pや部会の情報交換の場とする。

- ・従来の報告だけの会議を廃止。
- ・全市PTA会長会議や全市PTA副会長会議、市教委懇談会を年に数回開催して、単Pから直接参加していただく。テーブルディスカッション形式を採用し、単P同士の情報交換、意見交換ができる場を設ける。
- ・市教委との懇談会も単Pに参加してもらえるようにする。

3. 総会での承認、指名委員会の推薦、指名などの業務を減らす。

- ・総会の承認は、会長のみとする。今まで総会での承認を必要とした市P協役員、会計監査は、承認無しとする。

4. 部会の役割、活動について ※地区部会の新しい活動内容、活動方針については、別資料「新しい地区部会」を参照。

- ・部会自体は残し、部会の本来の目的である単P同士の横の繋がりの強化に利用してもらう。
- ・部会のメインの活動は交流と情報交換。任意の活動(合同研修会など)については、極力簡易化をするなど、負担軽減に努めてもらう。
- ・部会の活動は、部会の自主性に任せているので、必要と思われるものは残し、不要なものは無くして貰って構わない。(全部会での統一などはしない)
- ・市P協と単Pの繋がりを強化し、部会の負担を減らしていく。

以上